

みえ県民力ビジョン
第三次行動計画（仮称）
〔最終案〕

《子ども・福祉部 抜粋版》

令和元(2019)年 11 月

三 重 県

政策体系の見直し案一覧表

(子ども・福祉部主担当施策)

第二次行動計画

政策	施策	基本事業
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～		
I-3 共生の福祉社会	131	障がい者の自立と共生
		13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実
		13102 障がい者の就労促進
		13103 農林水産業と福祉との連携の促進
		13104 障がい者の相談支援体制の整備
		13105 精神障がい者の保健医療の確保
		13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり
	132	支え合いの福祉社会づくり
		13201 地域福祉活動の推進
		13202 質の高い福祉サービスの提供
		13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
		13204 高齢者の社会参加環境づくり
		13205 生活困窮者の生活保障と自立支援
		13206 戦没者遺族等の支援
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
II-3 希望がかなう少子化対策の推進	231	少子化対策を進めるための環境づくり
		23101 少子化対策を進めるための機運醸成
		23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり
		23103 ライフプラン教育の推進
		23104 男性の育児参画の推進
	232	結婚・妊娠・出産の支援
		23201 出逢いの支援
		23202 不妊に悩む家族への支援
		23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
	233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実
		23301 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
		23302 子どもの貧困対策の推進
		23303 発達支援が必要な子どもへの支援
		23304 家庭・幼児教育の充実
	234	児童虐待の防止と社会的養護の推進
		23401 児童虐待対応力の強化
		23402 家庭養護の推進
		23403 社会的養護が必要な児童への支援

第三次行動計画(仮称)中間案

政策	施策	基本事業
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～		
I-3 支え合いの福祉社会	131	地域福祉の推進
		13101 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供
		13102 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり
		13103 生活困窮者の生活保障と自立支援
		13104 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
		13105 戦没者遺族等の支援
	132	障がい者の自立と共生
		13201 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実
		13202 農林水産業と福祉との連携の促進
		13203 障がい者の相談支援体制の整備
		13204 精神障がい者の保健医療の確保
		13205 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進
133	児童虐待の防止と社会的養育の推進	
	13301 児童虐待対応力の強化	
	13302 社会的養育の推進	
II 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
II-3 希望がかなう少子化対策の推進	231	県民の皆さんと進める少子化対策
		23101 子ども・子育てを応援する気運醸成
		23102 子どもの育ちを支える地域社会づくり
		23103 家庭教育応援の充実
		23104 男性の育児参画の推進
	232	結婚・妊娠・出産の支援
		23201 思春期世代におけるライフデザインの促進
		23202 出逢いの支援
		23203 不妊に悩む家族への支援
	233	子育て支援と幼児教育・保育の充実
		23301 幼児教育・保育の充実
		23302 放課後児童対策の推進
		23303 子どもの貧困対策の推進
		23304 発達支援が必要な子どもへの支援

施策131 地域福祉の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者など、地域でさまざまな課題を抱える人が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活しています。

現状と課題

- 相互扶助としての地域コミュニティの機能が失われつつある中、社会的に弱い立場に置かれた人々が社会から孤立し、地域で暮らし続けることが困難な状況が生じています。また、複数の課題を抱えており、一つの側面からだけでは対応できないケースも見られます。高齢者や障がい者、生活困窮者などの支援を必要とする人を、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要です。
- 刑法犯認知件数が平成14（2002）年をピークに年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し50%を占めるに至っており、再犯を防止し、県民の安全・安心を確保するには、犯罪をした者等が地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会とかかわりを持ちながら日常生活を営めるよう支援することが必要です。
- 福祉サービスを提供する社会福祉法人等が増加する中、効率的、効果的な指導監査等の実施により、適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。
- ひきこもりや自殺の背景にはさまざまな事情や原因がありますが、こうした生きづらさを抱えている人にしっかりと寄り添いながら、個々の状況に応じた適切な支援につなげるため、関係機関の連携による包括的な支援体制を整備し、誰一人取り残さない支援が必要です。
- 生活困窮状態に陥った背景にはさまざまな要因が考えられ、生活困窮者の個々の状態に応じた生活の保障や自立に向けた支援が必要です。
- ユニバーサルデザインの考え方をさらに広めるため、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、さまざまな主体と連携して、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組むことが必要です。また、事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、よりユニバーサルデザインに配慮した公共施設や商業施設を整備することが必要です。
- 戦後生まれの世代が人口の大部分を占めるようになっているため、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していくことが必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。このため、市町、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者等の皆さんとの協働・連携のもとに、地域の支え合い体制づくり、生活困窮者の自立支援、ユニバーサルデザインのまちづくりなどを進めます。

取組方向

■ 基本事業1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供

「三重県地域福祉支援計画」に基づき地域福祉の推進を図り、市町や社会福祉協議会との連携を深め、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民等による地域福祉活動を支援するとともに、福祉的援助を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、犯罪をした者による再犯を防止するため、「三重県再犯防止推進計画」に基づく取組を進め、関係機関等と連携しながら、就労・住まいの確保、保健医療・福祉サービスの利用促進等の支援を行います。さらに、社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施するとともに、福祉施設の第三者評価の受審促進、福祉サービスに対する苦情解決を行います。

■ 基本事業2 生きづらさを抱えている人を受け止める社会づくり

ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、電話や面談による相談対応のほか、支援者研修などに取り組みます。また、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、誰一人取り残すことなく、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。

■ 基本事業3 生活困窮者の生活保障と自立支援

生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。

■ 基本事業4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ヘルプマーク、おもいやり駐車場利用証制度の普及や学校での出前授業等に取り組むとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に定める整備基準や適合証の啓発、鉄道駅等のバリアフリー化の支援等を進めます。

■ 基本事業5 戦没者遺族等の支援

戦争犠牲者への慰霊事業を行うとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代へ継承するため、慰霊事業への次世代遺族の参列を促します。また、戦没者遺族や戦傷病者に必要な支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
市町地域福祉計画の策定数	17市町 (30年度)	29市町	市町における地域福祉計画の策定数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
40歳未満の自殺死亡率	14.2 (30年度)	12.1 (4年度)	40歳未満(子ども・若者世代)における人口10万人あたりの自殺者数
自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736件 (30年度)	10,426件	福祉事務所設置自治体において、自立相談支援機関(相談窓口)で実施している生活困窮に関する相談に対する、面談や訪問、同行支援の件数 (出典：生活困窮者自立支援統計システム)
ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1% (30年度)	85.0%	ヘルプマークを知っている県民の割合

施策132 障がい者の自立と共生

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。また、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会や、レクリエーション・文化活動などに参加する機会が確保されるとともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、障がい者の情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進み、障がい者が地域で生きがいを感じながら安心して暮らすことができる社会づくりが進んでいます。

現状と課題

- 障がい者の地域生活を支援するための取組を進めることで、グループホームなどの障害福祉サービスの充実、工賃の向上や一般就労者数の増加など障がい者の自立に向けた環境整備は進みつつありますが、引き続き居住の場や日中活動の場、地域生活を支える障害福祉サービス等の充実や、医療的ケアが提供できる事業所の拡充を図る必要があります。また、工賃向上や多様な就労の場の確保と定着への支援を強化し、さらには、社会的事業所をはじめとした障害者就労施設等からの優先調達を推進することで、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、より一層取組を進める必要があります。
- 農林水産分野における障がい者の就労の場の創出に取り組んでいます。今後、障がい者が農林水産分野でさらに活躍できるよう、引き続き就労支援の充実を図る必要があります。
- 障がい者が身近な市町で相談が受けられる相談支援の提供体制構築と支援の質的向上のため、広域的・専門的な相談支援体制の整備に取り組んでいます。さまざまな障がい状況に対応し、誰もが望む生活が送れるよう、引き続き相談支援の強化を図り、地域における人材育成体制の構築を推進することが必要です。
- 精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行をさらに進めるとともに、精神障がい者が不調を来した場合も早期かつ適切に医療や支援が受けられ、地域で安心して生活できる体制づくりの推進が必要です。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」や「三重県手話言語条例」、障害者虐待防止法などの法令整備が進められてきましたが、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止、障がい者の情報保障など社会参加環境の整備のより一層の取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

障がい者が地域社会で生きがいを感じながら安心して暮らすことができるよう、障害者権利条約における「障害者を保護の客体から権利の主体へ」との考え方にに基づき、県民の皆さんが社会全体で障がい者との対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、地域の多様な構成員が相互の理解と支え合いにより、障がい者の自立と社会参加を妨げているさまざまな要因の解消を図っていくことで、障がい者がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参加・参画できるための取組を進めていきます。

取組方向

■ 基本事業1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実

障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実、医療的ケア児・者の受け皿の拡充、就労の場の確保および職場への定着支援、福祉的就労事業所における工賃向上に取り組みます。

■ 基本事業2 農林水産業と福祉との連携の促進

障がい者が農林水産分野で活躍できるよう、農福連携に取り組む福祉事業所や農林水産事業者の経営発展を促進するとともに、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成やマッチングの仕組みづくりなどの支援体制を強化することで、障がい者の就労機会の拡大に取り組みます。

■ 基本事業3 障がい者の相談支援体制の整備

障がい者が自ら生活の場や暮らし方を選択し、地域で暮らし続けることができるよう、広域的・専門的な相談支援の強化と、地域における人材育成体制の構築による相談支援の一層の質的向上を図り、障がい者のニーズの多様化、高度化に適切に対応できる相談支援体制の整備を推進します。

■ 基本事業4 精神障がい者の保健医療の確保

精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の整備など、精神障がい者や家族が適切な医療や支援を受けて安心して暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、依存症について、相談体制の整備や、専門医療機関の確保に努めるとともに、相談機関、専門医療機関と自助グループ等との連携を進めます。

■ 基本事業5 障がい者の差別解消および虐待防止と社会参加の推進

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」についての普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めるとともに、情報コミュニケーションに係る支援、スポーツや芸術文化活動などへの参加機会の充実など、障がい者の社会参加環境の整備に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	1,568人 (30年度)	2,128人	居住支援系サービスであるグループホーム(共同生活援助)や自立生活援助を利用することで、地域で生活している障がい者数(出典:三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」)
副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	12,665人 (30年度)	16,143人	日中活動系サービスである生活介護、療養介護、就労系サービスである就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、障害児通所系サービスである児童発達支援、放課後等デイサービスを利用することで、日中活動している障がい児・者数(出典:三重県国民健康保険団体連合会「サービス利用状況集計」)
農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	-	70人	福祉事業所と農林水産事業体において、農林水産業に新たに年間12日以上従事した障がい者数

施策133 児童虐待の防止と社会的養育の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援や里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

現状と課題

- 児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツール^{注)1}の導入、相談業務へのAI活用に向けた実証実験、子どもの権利擁護のためのアドボケイト^{注)2}の養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。さらに、県民全体で児童虐待の防止に取り組む決意を改めて示すため、社会情勢の変化やこれまでの取組をふまえ、「子どもを虐待から守る条例」の改正を進めています。引き続き、児童相談所の機能の充実や市町や警察等との連携を強化し、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があります。
- 平成23(2011)年3月、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。さらに、平成27(2015)年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の推進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきたところ、里親委託率は全国平均を上回るペースで伸びているとともに、家庭的な養育環境の施設も年々増加しています。そのような中、平成28(2016)年には、「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であることに加え、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、今後は「新しい社会的養育ビジョン」の理念に沿って、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

社会的養育を必要とする要保護児童などが安心して健やかに暮らせるよう、県民一人ひとりが要保護児童とその家族に対する理解を深めるとともに、地域の市町、医療機関、警察、里親、施設等が連携し合い、地域社会がセーフティネットを機能させて支援を行います。

注) 1 リスクアセスメントツール：児童虐待による死亡等重篤な事例を発生させないことを目的に、緊急出動や一時保護についての判断基準を明確化したもの。

注) 2 アドボケイト：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護する者。

取組方向

■ 基本事業1 児童虐待対応力の強化

児童虐待対応力の強化に向け、児童相談所の専門職を増員して体制強化を図ります。また、子どもの安全を最優先に考えた迅速な初期対応、虐待があった家庭への支援を行うなど、的確な児童虐待対応に取り組みます。さらに、市町における子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた支援を行い、市町の児童相談体制の強化を促進するとともに、児童虐待防止の啓発や関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見および早期対応につなげます。

■ 基本事業2 社会的養育の推進

社会的養護を必要とする全ての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができるよう、令和元（2019）年に策定した（予定）「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進するとともに、児童養護施設等の小規模化・多機能化等を促進します。さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	15市町 (30年度)	29市町	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）	8事業 (30年度)	16事業	児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスタリング ^{注3} 機関等の事業数
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	28.8% (30年度)	35.0%	里親・ファミリーホームへの委託児童数、児童養護施設・乳児院に入所している児童数の総和のうち、里親・ファミリーホームへの委託児童の割合 (出典：福祉行政報告例)

注3) フォスタリング：里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託期間中および委託解除後のフォローなど、質の高い里親養育のための包括的な支援。

施策231 県民の皆さんと進める少子化対策

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、県をはじめとするさまざまな主体が連携して少子化対策の取組を進めることにより、企業や団体等のさまざまな主体との協創が進み、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 結婚や妊娠、出産、家族のあり方などについては、個人の考えや価値観が尊重されることが大前提ですが、県民の結婚や出産等について、理想と現実にギャップが生じていることから、さまざまな主体の参画を得ながら、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき少子化対策の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの権利を尊重する「三重県子ども条例」に基づき、企業や団体等のさまざまな主体と連携し、イベントの実施等を通じて子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組んできました。引き続き、取組を継続するとともに、子どもたちの自己肯定感を高め、「生き抜いていく力」を育む必要があります。また、子どもたちの携帯電話・スマートフォンの所有率が高まっており、インターネットを通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が発生していることから、子どもたちが適正にインターネットを利用できるよう啓発を進める必要があります。
- 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や家庭の小規模化など家庭のあり方が多様化し、子育てに悩みや不安を感じる保護者が増加している中、平成28（2016）年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、市町や三重県PTA連合会と連携して家庭教育の応援に取り組んできました。今後も各家庭の実情に応じた家庭教育応援の取組を社会全体のつながりの中で進めていく必要があります。
- イクボス^注の推進や「みえの育児男子プロジェクト」等の取組により、企業等で働く男性の育児休業取得への関心が高まっている中、仕事と子育ての両立支援制度は整いつつあるものの、男性が育児休業を取得しやすい職場風土となっておらず、実際の取得が進んでいない現状があります。一方、パートナーの家事・育児の参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果等があり、職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方をより広めていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんや企業・団体、関係機関と少子化等の現状とその対策の必要性について認識を共有するとともに、さまざまな主体との協働により、従来の血縁、地縁、社縁にとどまらない、「縁を育み、縁で支える」といったより幅広いつながりづくりを進めていきます。

注) 1 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。

取組方向

■ 基本事業1 子ども・子育てを応援する気運醸成

さまざまな主体で構成される「少子化対策推進県民会議」で情報共有等を図るとともに、企業や団体、関係機関等と連携した少子化対策の気運醸成やウェブサイトによる情報発信を進めます。

■ 基本事業2 子どもの育ちを支える地域社会づくり

「三重県子ども条例」の基本理念をふまえ、企業、団体、県民等、さまざまな主体と連携し、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支える取組を進めます。また、「三重県青少年健全育成条例」に基づく立入調査の適正な実施や、青少年のインターネットの適正な利用が進むよう啓発活動等に取り組みます。さらに、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むため、幼児期からの自然体験の普及啓発を市町や関係機関と連携して進めます。

■ 基本事業3 家庭教育応援の充実

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、妊娠期から学齢期の子を持つ親同士の交流をはじめ、教育の原点である家庭教育を応援する取組を進めます。

■ 基本事業4 男性の育児参画の推進

男性の育児参画が進むよう、「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりを進めます。また、男性の育児休業の取得が進むといった、仕事と育児を両立できる職場環境づくりについて企業等に働きかけるなど、社会全体に男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう気運の醸成に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
男性の育児休業取得率(育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性))	4.4% (30年度)	11.2%	三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部雇用対策課実施)において、育児休業を取得した男性従業員の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	-	160 企業・団体	「みえの子ども応援プロジェクト」の活動に参加(人的、資金的、物的支援の全て)した企業・団体数
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町 (見込)	29市町	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	253 企業・団体 (30年度)	460 企業・団体	男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる事業・団体数

施策232 結婚・妊娠・出産の支援

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取組が進んでいます。また、不妊に悩む夫婦の負担が軽減され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが進んでいます。

現状と課題

- 子どもたちが家族の大切さや自らのライフデザインについて考える機会が少なくなっていることから、子どもたちを含めた若い世代が妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える機会を提供することの必要性が高まっています。
- 未婚の人が結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位を占めており、さまざまな出会いの機会の情報提供が必要です。また、結婚後には現在と同じ、または近隣の市町に住みたいと考えている人が多く、各地域において出会いや結婚を応援する取組が広がる必要があります。
- 晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む夫婦が増加していることから、妊娠・出産についての希望がかなうよう、特定不妊治療等に対する経済的支援を行うとともに、精神的な負担を軽減するための専門的な相談等の取組が必要です。また、仕事をしながら不妊治療を受ける人も増加していることから、仕事と不妊治療の両立支援のための取組が必要です。
- 核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、地域において妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産支援体制の構築が求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

結婚や出産を個人や家族だけの問題と捉えることなく、行政や学校、企業、NPO等さまざまな主体が連携し、それぞれの地域資源を活用しながら、学童期から結婚、出産、育児に至るまで、ライフステージに応じた切れ目ない支援を提供する体制を整備します。

取組方向

■ 基本事業1 思春期世代におけるライフデザインの促進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考える基盤ができるよう、思春期世代を対象とした教育や普及啓発に取り組みます。また、思春期の性の悩みや計画していない妊娠、妊婦健診未受診など妊娠等に悩みを抱える若年層に対して、相談しやすい体制整備を進めます。

■ 基本事業2 出逢いの支援

結婚を希望する人等に対して市町や企業などが行う出会い支援の取組を活性化させるなど、社会全体で結婚を希望する人を応援する気運を醸成します。

■ 基本事業3 不妊に悩む家族への支援

特定不妊治療や男性不妊治療の助成のほか、不育症治療等県独自の経済的支援や不妊専門相談センター事業における相談体制の強化に取り組みます。また、若年がん患者が治療を終えた後、子どもを産み育てることができるよう妊孕性温存治療^{注)1}を支援します。さらに、仕事と不妊治療の両立に向けて、企業の不妊治療への理解を深め、不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。

■ 基本事業4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

各市町が、妊娠・出産・育児における地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制を整備できるよう、人材育成や、関係機関の連携促進等の支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
母子保健コーディネーター養成数（累計）	132人 （30年度）	270人	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
出会い支援の取組について連携した企業・団体数	24 企業・団体 （30年度）	64 企業・団体	「みえの出会い応援団体」の実施する出会い支援にかかる取組のうち、複数団体が連携して実施された取組における関わった企業や団体数
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	48.6%	60.0%	仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合
産婦健診・産後ケアを実施している市町数	19市町 （見込）	29市町	産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町数

注) 1 妊孕性温存治療：小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のために、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療。

施策233 子育て支援と幼児教育・保育の充実

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整っています。また、子育て支援サービス等が地域のニーズや実情に応じて提供されることにより、安心して子育てのできる体制整備が進んでいます。さらに、就学前教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所の機能向上が図られ、全ての子どもが質の高い幼児教育を受けることのできる環境が保障されています。

現状と課題

- 施設整備などにより保育所等の定員は増加していますが、共働き家庭や女性の継続就業率の増加などにより、保育所等への入所希望者が増え、保育所等における待機児童数は高止まり状態となっています。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園・認定こども園・保育所が家庭・地域と協力し、就学前教育の充実を図っていくことが求められています。
- 平成30（2018）年度に新しい保育所保育指針等が実施されるとともに、令和元（2019）年10月には幼児教育・保育の無償化が実施されました。今後も、保育人材の確保等による待機児童の解消や幼児教育・保育のより一層の質の向上、幼稚園等の子育て支援の充実を図っていく必要があります。
- 就学前の保育ニーズの増加とともに、小学校入学後に放課後児童クラブの利用を希望する家庭が増えており、施設整備などにより利用できる小学校区の割合は増加していますが、待機児童は解消されていません。引き続き、放課後児童クラブの施設整備や従事する人材の確保、安定的な運営への支援が必要です。また、必要とするときに病児・病後児保育が利用できる環境整備が必要です。
- 令和2（2020）年度から高等教育の無償化が始まり、低所得者層の教育支援の充実が図られます。子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、未来に希望を持ち、夢や志に向かっていけるよう、より実効的な子どもの貧困対策を推進することが必要です。
- 県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な診療機能を充実させるとともに、市町の総合相談窓口の中心となる人材育成や、発達障がい児の支援ツールである「CLM（Check List in Mie）^{注）}」と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進してきました。しかし、地域の専門医の不足といった状況も相まって、初診診療の待機期間が長期化しています。そのため、発達支援が必要な子どもとその家族に対する適切な医療・福祉・教育サービスが、身近な地域において途切れることなく提供される体制の整備が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

未来の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、必要な子育て支援サービスが全ての子育て家庭に対して提供されるよう、行政・企業・団体と連携するとともに、地域のさまざまな人材の参画を得ながら、社会全体で支える取組を進めます。

注）1 CLM：保育所等に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するためのアセスメントツール。

取組方向

■ 基本事業1 幼児教育・保育の充実

「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の資質向上を図るための研修などを実施します。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援し、就労促進や早期離職防止を図ります。幼児教育の充実に向けて「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践の普及に努めるとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

■ 基本事業2 放課後児童対策の推進

新・放課後子ども総合プランを推進するため、放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組みます。また、病児・病後児保育事業の充実を図るため、施設整備等への支援を行います。

■ 基本事業3 子どもの貧困対策の推進

「三重県子どもの貧困対策計画」および「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所の拡大、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備など、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組みます。

■ 基本事業4 発達支援が必要な子どもへの支援

県立子ども心身発達医療センターにおいて、専門的な治療・療育を行うとともに、地域の医療機関を対象とした研修会の実施、市町等の専門人材の育成支援、保育所・幼稚園等への発達障がい児支援ツールの導入等をより一層進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育所等の待機児童数	109人 (30年度)	0人	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
保育士等キャリアアップ研修の修了者数(累計)	2,066人 (30年度)	11,000人	県が実施するキャリアアップ研修における各分野で定められた全ての講座(時間)の修了者数
放課後児童クラブの待機児童数	55人	0人	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数
子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (30年度)	22市町	子どもの貧困対策について、計画の策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置付けている市町
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	53.8% (30年度)	67.5%	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「CLMと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園等の割合

みえ県民カビジョン
第三次行動計画（仮称）

[最終案]

主担当施策 数値目標説明資料

《子ども・福祉部》

【主担当施策 数値目標説明資料】

子ども・福祉部

施策番号	区分	新規・継続	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
131	主指標	新規	市町地域福祉計画の策定数	各市町において地域福祉計画が策定され、地域共生社会の実現に向けた取組が着実に進められるよう、県として地域福祉支援計画を策定し、市町の取組を支援していくため選定しました。	令和5年度までに県内すべての市町において地域福祉計画が策定されることをめざし、目標を設定しました。	17市町 (30年度)	29市町
131	副指標	新規	40歳未満の自殺死亡率	40歳未満（子ども・若者世代）における自殺死亡率は増加傾向にあるため、関係機関等と連携し、40歳未満（子ども・若者世代）を対象とした自殺死亡率を減少させることが重要であることから選定しました。	三重県の40歳未満（子ども・若者世代）の自殺死亡率は全国平均（12.4）に比べて高く（14.8）、直近5か年の平均減少率も全国平均（▲3.7%/年）に比べて低い状況（▲0.9%/年）となっています。このため、平均減少率を全国平均のさらに1割増（▲4.0%/年）とすることを目標に設定しました。	14.2 (30年度)	12.1 (4年度)
131	副指標	新規	自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	相談者の様々な課題を包括的に受け止める相談体制の構築が求められており、相談者の課題やニーズ等に的確に対応するため、相談者の面談だけでなく、訪問支援や同行支援も行うことで、地域共生社会の実現をめざすものであることから指標に選定しました。	自立相談支援機関の連携相手である民生委員・児童委員の各年度の訪問回数伸び率が現状約1.8%となっていることから、自立相談支援機関ではその倍3.6%の伸び率となるよう目標を設定しました。	8,736件 (30年度)	10,426件
131	副指標	新規	ヘルプマークを知っている県民の割合	ヘルプマークの普及をとおして、県民のおもいやりある行動につなげ、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため選定しました。	第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2019-2022）において、令和4年度の目標値80%としており、その1年後である令和5年度は、5%の伸びの維持をめざすものとし、目標を設定しました。	58.1% (30年度)	85.0%

施策番号	区分	新規・継続	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
132	主指標	変更	グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数	障がい者が地域において自立した生活を送るためには、居住の場であるグループホーム等を充実させる必要性があることから選定しました。	障がい者が地域において自立した生活を送るため、知的障がい者数と精神障がい者数の合計に対するグループホーム利用者数の割合を4.14%と設定し、令和5年度の推定障がい者数から目標を設定しました。	1,568人 (30年度)	2,128人
132	副指標	変更	障がい児・者の日中活動を支援する事業所の利用者数	障がい者が地域において自立した生活を送るため、また障がい児が地域において適切な療育を受けるためには、日中活動の場を充実させる必要性があることから選定しました。	障がい者が地域において自立した生活を送るため、知的障がい者数と精神障がい者数の合計に対する障害福祉サービス事業所（日中活動系）利用者数の割合を31.4%と設定し、令和5年度の推定障がい者数から目標を設定しました。	12,665人 (30年度)	16,143人
132	副指標	新規	農林水産業と福祉との連携による新たな就労人数	障がい者等の活躍の場をさらに広げていくためには、農林水産業の経営体が生産現場において障がい者等が従事可能な作業を創出し、福祉事業所に委託する、いわゆる施設外就労を中心に取組を推進することが必要です。これらの取組の成果として、障がい者が農林水産業に従事する機会の拡大を具体的に示す指標として選定しました。	農林水産業分野における障がい者の就労機会の拡大をめざし、新たな就労人数を年間70人増加させることを目標に設定しました。	—	70人

施策番号	区分	新規・継続	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
133	主指標	新規	児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	児童福祉法の改正により市町を中心とした支援体制の早急な構築が求められており、市町での虐待の早期発見、早期対応の強化が県全体での虐待防止対応力の強化につながることから選定しました。	児童福祉法の改正により、市町の支援体制の早急な構築が求められていることから、すべての市町が児童虐待の早期対応力の強化に取り組んでいることをめざし、目標を設定しました。	15市町 (30年度)	29市町
133	副指標	新規	児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数(累計)	新しい社会的養育ビジョンに基づき、施設の多機能化が求められていることから選定しました。	今年度策定する社会的養育推進計画に基づく取組の方向性や地域の実情等をふまえ、令和5年度までに16事業が実施されていることをめざし、目標を設定しました。	8事業 (30年度)	16事業
133	副指標	継続	里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	新しい社会的養育ビジョンに基づき、県において里親委託を推進することが求められていることから選定しました。	今年度策定する社会的養育推進計画における里親等委託率は、従来の家庭的養護推進計画の目標値より高い数値が求められるため、従来の目標値である33.3%を当初の目標年度(令和11年度)より早く達成し、さらには超えることをめざし、目標を設定しました。	28.8% (30年度)	35.0%

施策番号	区分	新規・継続	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
231	主指標	新規	男性の育児休業取得率 (育児休業制度を利用した従業員の割合 (県、男性))	男性の育児休業の取得は、少子化対策に資するものであり、男性従業員が育児休業制度を利用することは、制度の充実や意識改革等により少子化対策に向けた環境づくりが進んでいると総合的に判断できることから選定しました。	国が掲げている「男性の育児休業取得率」の数値目標の13%を、「第2期子どもスマイルプラン」の最終年度(令和6年度)の目標値に設定し、目標達成に向けて年1.7ポイントの上昇をめざすことを目標としました。	4.4% (30年度)	11.2%
231	副指標	新規	「みえの子ども応援プロジェクト」に参加した企業・団体数 (累計)	県内企業・団体による次世代育成のために活動が進むことで、地域において子どもたちの豊かな育ちを支える気運が醸成されるとともに、企業・団体自身の風土改革にもつながることから選定しました。	ネットワーク加盟の企業・団体(1,570)のうち、少なくとも1割以上が「みえの子ども応援プロジェクト」に参加することをめざして、目標を設定しました。	—	160 企業・団体
231	副指標	新規	県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	保護者同士で話し合いつながり合う「みえの親スマイルワーク」の実施が県内に広がることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることにつながることから選定しました。	県内すべての市町において「みえの親スマイルワーク」の取組が広がることをめざし、目標を設定しました。	4市町 (見込)	29市町
231	副指標	継続	「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数(累計)	男性の育児への参画を進めるためには、職場や地域において、男性の育児参画が重要であるという考え方を、企業や団体に広げる必要があることから選定しました。	「第2期子どもスマイルプラン」の最終年度(令和6年度)に現状値を倍増させることをめざし、目標を設定しました。	253 企業・団体 (30年度)	460 企業・団体

施策番号	区分	新規・継続	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
232	主指標	新規	母子保健コーディネーター養成数（累計）	子育て支援センターへの母子保健コーディネーターの配置が進み、より充実した支援が行われるためには、県が母子保健コーディネーターを養成する必要があることから選定しました。	市町において母子保健を担当している保健師が母子保健コーディネーターとして従事可能な状態とするため、令和5年度までに270人養成することをめざし、段階的に目標を設定しました。	132人 (30年度)	270人
232	副指標	変更	出会い支援の取組について連携した企業・団体数	結婚や妊娠・出産、子育てに関するニーズにマッチした多様な出会いの場を提供するためには、複数の団体等が連携することが有効であることから選定しました。	みえ出逢いサポートセンターにおける出会いの場の情報提供数の過去3年の平均伸び率（128%）と同等の伸び率を維持することをめざし、目標を設定しました。	24 企業・団体 (30年度)	64 企業・団体
232	副指標	新規	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	働きながら不妊治療を受けている方は増加していますが、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、企業に対して不妊治療への理解を深めることが治療を受けやすい環境づくりの推進につながることから選定しました。	アンケート結果では、職場の理解があると感じている人の割合は48.6%であった一方、治療について職場に話している人の割合は約60%でした。職場に話している人は、ある程度職場の理解を感じていると考えられるため、その割合を参考とし、目標を設定しました。	48.6%	60.0%
232	副指標	継続	産婦健診・産後ケアを実施している市町数	産後うつの予防や虐待予防の観点から産後の初期段階における母子に対する支援の強化が重要があることから選定しました。	妊娠期から子育て期まで切れ目ない親子支援を充実させるため、県内全市町で産婦健診・産後ケアが実施されることをめざし、目標を設定しました。	19市町 (見込)	29市町

施策番号	区分	新規・継続	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
233	主指標	継続	保育所等の待機児童数	育児休業取得率の上昇など、働き続けやすい環境整備が進む一方で、保育所等への入所希望が増え、待機児童が発生しており、解消に向け取り組んでいく必要があることから選定しました。	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」では、令和3年4月1日時点で待機児童を解消し、その後も0人を継続する計画となっています。現在提出されている県内市町のプランも同様となっているため、令和5年度の目標を設定しました。	109人 (30年度)	0人
233	副指標	新規	保育士等キャリアアップ研修の修了者数(累計)	当該研修の受講は、保育士等の処遇改善の仕組における要件となっており、計画的に修了者を増やすことで、賃金上昇及び離職防止を図ることができ、人材確保の観点から主指標である待機児童の解消につながるものであり、さらに、保育士等の資質向上が図られ、幼児教育・保育全体の充実にもつながることから選定しました。	処遇改善の受講要件にかかる経過措置期間が令和3年度末であり、それまでに研修を受講すべき保育士等を延べ人数で約8,000人と想定し、目標としました。そのうえで、令和4、5年度については、新たに処遇改善を受ける条件を満たす保育士や新規採用保育士等を約1,500人と見込み、その方々が研修を受講できることをめざし、目標を設定しました。	2,066人 (30年度)	11,000人
233	副指標	継続	放課後児童クラブの待機児童数	核家族化や就学前の保育ニーズの増加など、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い放課後児童クラブの利用希望が増え、待機児童が発生しているおり、解消に向けた取組を強化していく必要があることから選定しました。	平成30年9月に国が発表した「新・放課後子ども総合プラン」では、「令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る」としているため、本県としても0となることをめざし、目標を設定しました。	55人	0人

施策番号	区分	新規・継続	目標項目	選定理由	令和5年度 目標値設定理由	現状値 【令和元】	目標値 【令和5】
233	副指標	新規	子どもの貧困対策計画を策定している市町数	子どもの貧困対策に関する法律が改正され、市町の計画策定が努力義務となったため、各市町が計画を策定し、取組を進めることで県全体の貧困対策の底上げや取組の質の担保がされることが期待できることから選定しました。	「三重県子どもの貧困対策計画」の計画期間である令和2年度～6年度の5年間で、全市町において計画の策定等がされ、子どもの貧困対策の取組が進められていることをめざし、目標を設定しました。	2市 (30年度)	22市町
233	副指標	継続	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合	発達支援が必要な児童を就学前に早期発見・支援するためには、保育所や幼稚園等で適切な支援が行われることが必要であり、支援ツールとして県が開発した「CLMと個別の指導計画」の活用を促進するため選定しました。	各保育所、幼稚園等の導入率について、全体で67.5%（公立80%、私立50%）となることをめざし、目標を設定しました。	53.8% (30年度)	67.5%